

【令和6年度】介護給付費の適正化事業への取組みについて

介護給付費の適正化とは、「介護給付を必要とする被保険者を適切に認定したうえで、被保険者が真に必要とするサービスを事業所が適切に提供するように促すこと」です。適切なサービスの確保と費用の効率化を図り、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築のため実施しています。

令和6年度からは国の適正化指針が主要5事業から3事業へ見直されたため、五泉市では現在、「要介護認定の適正化」「ケアプラン点検」「縦覧点検・医療情報との突合」の主要3事業について取り組んでいます。

(1) 要介護認定の適正化

指定居宅介護支援事業所等に委託した認定調査票の内容点検・確認を行います。

認定調査票の点検・確認実施率（％）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計 画	100	100	100
実 績	100		

(2) ケアプランの点検

居宅介護支援事業所等の介護支援専門員が作成したケアプランについての点検を面談形式で実施します。

面談実施事業所数（件）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計 画	8	8	8
実 績	8		

(3) 住宅改修・福祉用具の点検

申請書類(図面・写真・理由書等)の確認や理学療法士などの専門職同行による訪問調査(現地調査)を行い、利用者が在宅生活を継続するために適切な住宅改修・福祉用具であるかを点検します。

訪問点検実施数（回）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計 画	6	6	6
実 績	6		
地域ケア会議における点検実施回数（回）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計 画	1	1	1
実 績	1		

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

請求内容の誤り等を早期に発見し、受給者ごとに介護報酬の支払い状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数、医療給付との重複に関しての点検を新潟県国民健康保険団体連合会に委託して実施します。

実施月数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計 画	12か月	12か月	12か月
実 績	12か月		

(5) 介護給付費通知

費用対効果が見えにくく、令和6年度から主要事業から外れ任意事業となったため、通知を取りやめました。